

数は、平成24年4月1日時点で2597人（福島県内：1629人、福島県外：968人）であったが、平成30年4月1日時点では1842人（福島県内：1429人、福島県外：413人）である。

（5） 復興の状況（甲A729、乙B180、181）

ア 公共サービス

N町は、平成29年3月から役場機能を本来の庁舎に戻して業務を再開するとともに、a b支所、b f支所を設置している。

J R・a g線は、平成29年10月にN駅－b g駅間で運行を再開し、L駅－N駅間では列車代行バスが運行されているが、b h駅周辺等の一部区域の避難指示が令和2年3月10日に解除され、同月14日に再開予定である。また、路線バス「急行 N駅－a b駅」が1日4往復、高速バス「a h－a b」線が1日7往復、「町内循環バス」が1日6循環、デマンドバス「b i」が週4日、「N町－a a村」間が1日3往復運行されている。

イ 商業施設

「b j」（d c、d d、d e、地元飲食店によるフードコート等）が営業している。また、コンビニエンスストア、金融機関、飲食店、ガソリンスタンド等が営業を再開した。

ウ 教育施設

平成31年4月、幼保連携型認定こども園「b k」が開園し、平成30年4月、小学校、中学校が再開した。

エ 医療・福祉施設

平成28年10月にb l診療所が開設され、平成30年4月にb m医療センター附属病院が開設されたほか、平成29年4月にb n医院が診療等を再開した。また、平成29年4月に社会福祉協議会が町内で活動を再開した。

（6） 住民意向調査（甲A720）

復興庁、福島県及びN町は、平成30年8月20日から同年9月3日までの間、N町の住民に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、N町への帰還意向は、〈1〉「既にN町で生活している」5.2%、〈2〉「戻りたいと考えている（将来的な希望も含む）」9.9%、〈3〉「戻りたいが、戻ることができない」18.4%、〈4〉「まだ判断がつかない」16.8%、〈5〉「戻らないと決めている」48.1%である。世代別に見ると、〈1〉と回答した割合は、10～20代1.6%、30代1.9%、40代0.9%、50代6.0%、60代5.1%、70代以上6.7%、〈2〉と回答した割合は、10～20代6.3%、30代8.1%、40代8.8%、50代11.2%、60代10.9%、70代以上9.0%である。

イ 上記アで〈3〉と回答した理由は、〈1〉健康に関し、「原子力発電所の安全性に不安があるから」29.2%、「放射線量が低下せず不安だから」27.4%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」24.6%、〈2〉町内の復旧状況に関し、「医療環境に不安があるから」34.2%、「帰還困難区域内だから」28.4%、「家が汚損・劣化し、住める状況ではないから」26.6%、〈3〉今後の生活に関し、「高齢者・要介護者のいる世帯なので生活が不安だから」28.3%、「避難先の方が、生活利便性が高いから」27.5%、「すでに生活基盤ができてから」27.4%である。

ウ 上記アで〈4〉と回答した理由は、〈1〉健康に関し、「原子力発電所の安全性に不安があるから」36.0%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」32.2%、「放射線量が低下せず不安だから」30.8%、〈2〉町内の復旧状況に関し、「医療環境に不安があるから」44.5%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」32.2%、「N町外への移動交通が不便だから」24.9%、〈3〉今後の生活に関し、「避難先の方が、生活利便性が高いから」44.7%、「他の住民も戻りそうにないから」39.0%、「すでに

生活基盤ができていないから」26.2%である。

エ 上記アで〈5〉と回答した理由は、〈1〉健康に関し、「原子力発電所の安全性に不安があるから」36.2%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」27.4%、「放射線量が低下せず不安だから」25.4%、〈2〉町内の復旧状況に関し、「医療環境に不安があるから」32.4%、「家が汚損・劣化し、住める状況ではないから」27.3%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」24.5%、〈3〉今後の生活に関し、「すでに生活基盤ができていないから」60.4%、「避難先の方が、生活利便性が高いから」40.4%、「他の住民も戻りそうにないから」23.8%である。

6 Q町

(1) 空間放射線量の推移(乙B87、145、162、196)

Q町(Q町役場)における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

| 測定日 | 測定値 |
|-------------|-------|
| 平成23年 9月30日 | 記録なし |
| 平成24年 9月30日 | 0.252 |
| 平成25年 9月30日 | 0.179 |
| 平成26年 9月30日 | 0.129 |
| 平成27年 9月30日 | 0.109 |
| 平成28年 9月30日 | 0.093 |
| 平成29年 9月28日 | 0.088 |
| 平成30年 9月28日 | 0.086 |
| 令和 元年 8月21日 | 0.085 |
| 令和 元年11月 1日 | 0.081 |

(2) 健康調査の結果(乙B155、156、189)

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計2664人のQ町民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者は3名であった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったQ町民3550人について、1mSv未満が3402人、1mSv以上2mSv未満が131人、2mSv以上3mSv未満が13人、3mSv以上4mSv未満が2人、4mSv以上5mSv未満が0人となり、約99.9%の対象者が5mSv未満である。

(3) 除染の状況(乙B88)

環境省は、平成24年4月、Q町除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成26年3月に完了した。

(4) 人口動態(甲A559、乙B79、89、122、197)

平成23年3月11日時点の住民登録者数が8011人であったのに対し、令和元年9月30日の住民登録者数は6831人、町内居住者数は3853人である。また、子供の避難者数は、

平成24年4月1日時点で1210人（福島県内：942人、福島県外：268人）であったが、平成30年4月1日時点では749人（福島県内：658人、福島県外：91人）である。

（5）復興の状況（甲A757、乙B90、165）

ア 公共サービス

Q町は、平成27年9月から役場機能を本来の庁舎に戻して業務を再開した。また、平成27年7月までに、電気、上下水道、道路、通信の生活インフラは、津波被災地域を除き、復旧した。

JR・a g線は、Q町内のb g駅とb o駅が平成26年6月1日に営業を再開し、以後、a b方面の運行が再開し、平成29年10月21日以降は、N駅方面も同駅まで運行を再開した。また、町内お出かけタクシー助成制度が設けられたほか、町内お買いものバス（b pへの買い物支援）が運行されている。

イ 商業施設

平成30年6月に公設民営の商業施設「b p」が営業を開始したほか、コンビニエンスストア3店舗、飲食店8店舗、ガソリンスタンド2店舗などが営業を再開し、Q中学校の再開に伴い文房具店も開業した。また、東邦銀行Q支店、JA福島さくらQ支店が営業を再開した。

ウ 教育施設

平成29年4月、認定こども園「b q」が運営を再開し、b r小学校、b s小学校、Q中学校が小・中連携型で運営を再開した。

エ 医療・福祉施設

平成28年7月にd b歯科医院、平成27年10月にb tクリニック（内科等）が診療を再開し、平成28年2月にb m医療センター附属c a診療所が、平成28年6月にc b医療支援センターが開設された。また、平成27年11月に「c c」が運営を再開し、平成28年3月に特別養護老人ホーム「c d」が規模を縮小して運営を再開し、平成28年3月に「c e」が町内の障害者を支援する団体として設立された。

（6）住民意向調査（甲A542、565）

復興庁、福島県及びQ町は、平成29年1月4日から同月18日までの間、Q町の住民に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、現状及びこれからの住居は、〈1〉「Q町に戻っている」17.8%、〈2〉「早期にQ町に戻る」11.5%、〈3〉「条件が整えば、Q町に戻る」23.9%、〈4〉「Q町には戻らない（他市町村での自主再建の方も含む）」25.2%、〈5〉「戻るかどうかについて、今はまだ判断できない」19.8%である。世代別に見ると、〈1〉と回答した割合は、10～20代4.3%、30代8.0%、40代12.7%、50代16.6%、60代20.1%、70代以上21.2%、〈2〉と回答した割合は、10～20代10.9%、30代11.2%、40代7.2%、50代10.4%、60代10.3%、70代以上14.4%、〈3〉と回答した割合は、10～20代6.5%、30代12.8%、40代16.6%、50代22.2%、60代26.5%、70代以上28.1%である。

イ 上記アで〈2〉・〈3〉と回答した者のうち、Q町に戻る時期は、「半年以内」25.7%、「1年以内」25.7%、「2年以内」23.3%、「3年以内」5.3%、「5年以内」6.9%、「5年超」5.0%である。

ウ 上記アで〈3〉と回答した者が帰還の条件として考慮する情報は、「医療施設の拡充」61.3%、「商業施設の再開・充実」52.7%、「防犯対策の強化」52.3%、「水道水等の生活用水に対する不安が解消されること」49.5%、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）」47.9%である。

エ 上記アで〈4〉と回答した理由は、「医療施設が十分でないから」43.6%、「原子力発電所の安全性に不安が残っているから」43.6%、「自宅周辺に住む人が少ないから」3

3. 8%、「水道水等の生活用水の安全性に不安があるから」32.4%、「商業施設の再開が十分でないから」31.7%である。

オ 上記アで〈5〉と回答した者が帰還を判断する上で参考とする情報は、「医療施設の充実度」60.9%、「原子力発電所の安全性（事故収束や廃炉の状況）」56.2%、「町内の治安の状況」52.8%、「商業施設の再開・充実の状況」44.9%、「水道水等、生活用水への対策」44.6%である。

7 S町

(1) 空間放射線量の推移（乙B82、149、154、188）

S町（S町役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

| 測定日 | 測定値 |
|-------------|-------|
| 平成23年 9月30日 | 0.429 |
| 平成24年 9月30日 | 0.143 |
| 平成25年 9月30日 | 0.13 |
| 平成26年 9月30日 | 0.114 |
| 平成27年 9月30日 | 0.13 |
| 平成28年 9月30日 | 0.124 |
| 平成29年 9月28日 | 0.108 |
| 平成30年 9月28日 | 0.105 |
| 令和 元年 8月21日 | 0.087 |
| 令和 元年11月 1日 | 0.082 |

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計1109人のS町民について、預託実効線量が1mSv以上の被検査者はいなかった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったS町民1901人について、1mSv未満が1839人、1mSv以上2mSv未満が58人、2mSv以上3mSv未満が2人、3mSv以上4mSv未満が0人、4mSv以上5mSv未満が0人となり、約99.9%の対象者が5mSv未満である。

(3) 除染の状況（乙B83、84）

S町は、平成23年12月に「S町放射性物質除染実施計画〈第1版〉」を、平成24年6月に「S町除染実施計画〈第2版〉」を、平成25年7月に「S町除染実施計画〈第3版〉」を、平成25年8月に「S町除染実施計画（第4版）」を、平成28年3月に「S町除染実施計画（第5版）」を策定した。上記の「S町除染実施計画」に基づく除染は、平成29年7月時点で、全て完了している。

(4) 人口動態（甲A571、乙B79、85、122、190）

平成23年3月11日時点の住民登録者数が5490人であったのに対し、令和元年9月30

日時点の住民登録者数は4802人、帰還者数は4209人である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で970人（福島県内：707人、福島県外：263人）であったが、平成30年4月1日時点では107人（福島県内：92人、福島県外：15人）である。

(5) 復興の状況（乙B86、161）

ア 公共サービス

S町は、平成24年3月から役場機能を本来の庁舎に戻して業務を再開した。また、道路、上下水道等の生活インフラは復旧している。

JR・a g線は、平成23年10月10日からS駅－a b駅間の運行を再開し、その後、順次b g駅、N駅方面の運行も再開した。また、町民バス（無料）が運行を再開（3コース1日15便）したほか、路線バス「急行 N駅－Q、S、a b駅」、高速バス「a h－S、a b」線が運行されている。

イ 商業施設

公設商業施設「c f」（c g・S店、リフォーム、飲食店等5事業所）が開設されたほか、コンビニエンスストア5店舗が営業しており、商工会による宅配サービスも実施されている。また、ゆうちょ銀行（郵便局）、あぶくま信用金庫、JA福島さくらS支店が営業を再開した。

ウ 教育施設

幼稚園、保育所、小学校、中学校は運営を再開した。また、平成27年4月、c h高等学校が開校した。

エ 医療・福祉施設

c i病院、c j医院、S薬局が診療等を実施しており、c k歯科医院は週2日の診療を再開している。また、特別養護老人ホーム「c l」、デイサービスセンター「c m」が運営を再開したほか、平成28年5月に障害者支援施設「c n」など7施設が運営を開始した。

8 a a村

(1) 空間放射線量の推移（乙B91、152、166、202）

a a村（a a村役場）における空間線量率の測定結果は、以下のとおり。

| 測定日 | 測定値 |
|-------------|-------|
| 平成23年 9月30日 | 0.169 |
| 平成24年 9月30日 | 0.126 |
| 平成25年 9月30日 | 0.101 |
| 平成26年 9月30日 | 0.088 |
| 平成27年 9月30日 | 0.087 |
| 平成28年 9月30日 | 0.082 |
| 平成29年 9月28日 | 0.081 |
| 平成30年 9月28日 | 0.078 |
| 令和 元年 8月21日 | 0.078 |
| 令和 元年11月 1日 | 0.078 |

(2) 健康調査の結果（乙B155、156、189）

ア 福島県が実施した県民健康調査におけるホールボディカウンターによる内部被ばく検査結果によれば、令和元年8月までに検査を受けた累計617人のa a村民について、預託実効線量が1 mSv以上の被検査者は1名であった。

イ 福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、本件事故発生後4か月間の外部被ばくの積算線量は、調査対象となったa a村民1333人について、1 mSv未満が963人、1 mSv以上2 mSv未満が350人、2 mSv以上3 mSv未満が16人、3 mSv以上4 mSv未満が1人、4 mSv以上5 mSv未満が0人となり、約99.8%の対象者が5 mSv未満である。

(3) 除染の状況(乙B92)

環境省は、平成24年4月、a a村の除染特別地域について、特別地域内除染実施計画を定めた。政府による除染は、平成26年3月に完了した。

(4) 人口動態(甲A558、乙B79、93、122、167)

平成23年3月11日時点の住民登録者数が3038人であったのに対し、平成30年9月1日時点の避難者数は512人(福島県内:377人、福島県外:135人)、村内生活者数は917世帯2165人である。また、子供の避難者数は、平成24年4月1日時点で279人(福島県内:204人、福島県外:75人)であったが、平成30年4月1日時点では119人(福島県内:97人、福島県外:22人)である。

(5) 復興の状況(乙B167)

ア 公共サービス

a a村は、本庁舎において業務を行っている。

診療バスが運行を再開し、また、平成24年4月に内陸方面へ繋がるバス2路線、平成30年4月に沿岸方面へ繋がるバス路線1路線の運行が開始された。

イ 商業施設

農産物等直売所「c o」が営業を再開したほか、平成28年3月に公設民営複合商業施設「c p」が開設され、コンビニエンスストアが営業中である。また、a a郵便局、c q郵便局、J A福島さくらa a支店、郡山信用金庫a a支店が営業を再開した。

ウ 教育施設

保育所、小学校、中学校が運営を再開した。

エ 医療・福祉施設

c r診療所が診療等を再開した。また、保健福祉医療複合施設c sにおいて社会福祉協議会が介護保険サービスを再開し、認知症高齢者グループホーム「c t」が再開したほか、平成27年11月に特別養護老人ホームが開設された。

(6) 住民意向調査(甲A540)

復興庁、福島県及びa a村は、平成28年11月14日から同月28日までの間、a a村の住民に対する意向調査を実施した。結果は、次のとおり。

ア 回答者全体のうち、現在の住居は、〈1〉「震災発生当時の住居」55.0%、〈2〉「震災発生当時の住居以外」22.7%、〈3〉「震災発生当時の住居とそれ以外の住居を行き来している」15.7%である。

イ 上記アで〈2〉・〈3〉と回答した者のうち、今後の住居は、「a a村内に住みたいと考えている(既に住んでいる)」が52.8%であるが、世代別に見ると、10~20代33.3%、30代41.2%、40代37.9%、50代47.7%、60代56.9%、70代以上61.8%である。

「a a村内に住みたいと考えている(既に住んでいる)」と回答した者のうち、a a村への帰還時期は、「既にa a村に住んでいる」37.1%、「1年以内」31.5%、「3年以内」4.0%、「5年以内」6.5%、「時期は決めていないがいずれ住みたい」16.1%であ

る。

ウ 上記アで〈2〉・〈3〉と回答した者のうち、今後の住居は、「a a村以外の場所に住みたいと考えている」が20.0%である。「a a村以外の場所に住みたいと考えている」と回答した理由は、〈1〉帰還の前提・健康に関し、「原子力発電所の安全性に不安があるから」27.7%、「放射線量が低下せず不安だから」19.1%、「水道水などの生活用水の安全性に不安があるから」17.0%、〈2〉村内の復旧状況に関し、「医療環境に不安があるから」40.4%、「a a村外への移動交通が不便だから」36.2%、「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」34.0%、〈3〉今後の生活に関し、「避難先の方が生活利便性が高いから」34.0%、「今の環境で子どもの教育を継続させたいから」29.8%、「高齢者・要介護者だけの世帯などで生活が不安だから」21.3%である。

エ 上記アで〈2〉・〈3〉と回答した者のうち、今後の住居は、「現時点ではまだ判断がつかない」が24.7%であり、この回答をした者が帰還を判断する上で必要なことは、「道路・鉄道・学校・病院などの社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」48.3%、「医療・福祉環境の充実」41.4%、「住宅確保への支援に関する情報」27.6%、「どの程度の住民が戻るかの状況」24.1%、「働く場の確保の目途」24.1%である。

第6 慰謝料について

1 慰謝料算定の方法について

(1) 原告らの主張の要旨

ア 故郷喪失・変容慰謝料について

原告らは、故郷喪失・変容慰謝料について、包括的平穩生活権の中の「地域生活利益」というべき法益が侵害されたことによる慰謝料であると主張し、将来に向かって地域における生活を奪われ（〈1〉地域生活の破壊、〈2〉職業生活の喪失、〈3〉家庭・自宅での生活の破壊）、〈4〉故郷において自然との関わりを生きがいとして享受し、〈5〉故郷を精神的なよりどころとして生活してきたことを全て奪われた精神的損害を主張する。更に、原告らは、地域社会は、〈6〉互助的な自給自足を行い（生活費代替機能）、〈7〉経済的・精神的に相互に助け合い（相互扶助・共助・福祉機能）、〈8〉行政区ごとの生活機能を維持し（行政代替・補完機能）、〈9〉集会や祭りを通じて地域社会の精神的交流を実現し（人格発達機能）、〈10〉農地や里山を維持・管理する（環境保全・維持機能）など、広範、多面的、複合的な役割と機能を果たし、原告らを含む地域住民は、それによる利益（地域生活利益）を享受してきたが、本件事故により地域生活利益を侵害され、多様な有形、無形の損害を被ったと主張する。

イ 避難慰謝料について

原告らは、避難慰謝料について、包括的平穩生活権を侵害され、「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害であり、避難先での著しい生活阻害を内容とするものであると主張し、原告らは、本件事故によって、避難生活を余儀なくされ、自宅外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害され、このような著しい生活阻害によってもたらされた心身の苦痛、不便、不自由、不安等によって、重大なストレスと精神的苦痛を被ったと主張する。

(2) 検討の視点

本件における慰謝料の算定にあたっては、原告らが主張する包括的平穩生活権の侵害、とりわけ地域生活利益の侵害に関し、証拠により認められる原告らの精神的苦痛及び有形、無形の損害（前記第2の3の原判決引用に係る前提事実及び認定事実）を評価するにあたり、被告が前記第2の1（3）のとおり原賠審の中間指針に従った賠償義務を認めていることを踏まえ、被告の賠償基準により評価できる損害と評価し尽くせない損害とを区分して検討するのが合理的であると考えられる。

この点、被告は、避難指示の程度に応じて相当の避難期間を定め（帰還困難区域75か月、居

住制限区域及び避難指示解除準備区域 8.5 か月、緊急時避難準備区域 1.8 か月)、その期間について一人月額 10 万円の割合による避難生活に伴う慰謝料(帰還困難区域については更にこれとは別に避難長期化慰謝料 700 万円)を支払っている。したがって、当裁判所においても、相当の避難期間に応じた慰謝料(避難生活の継続による慰謝料)を算定するとともに、それでは評価し尽くせない損害についての慰謝料として、原告らの主張や被害の実情を勘案し、避難を余儀なくされた慰謝料、故郷の喪失又は変容による慰謝料について検討するのが、損害の合理的な評価方法と考える。

ただし、本件事故当時の居住地や避難状況等について特別の事情を有する原告ら、●●●(20-3)、●●●(37)、●●●(47-1)、●●●(60-3)、●●●(82-7)については、上記原則による類型的な慰謝料の算定は相当でないから、後記 6 において別途検討する。

2 慰謝料額を増額すべき事情の有無について

(1) 当事者の主張の骨子

原告らは、被告が福島第一原発について安全対策上採るべき措置を採っていなかったこと及び市民団体による地震・津波対策の申入れを無視してきたことについて重大な悪質性・非難性があるとして、これらが慰謝料を大きく増額させるべき重要な要素であると主張する。

他方、被告は、不法行為による精神的損害の額の算定に当たり、加害者に故意又はこれと同視し得るような悪質な事情がある場合に加害者の帰責性も考慮要素になり得ることは争わないが、その趣旨は、本件事故について被告に故意又はこれと同視すべき重大な過失があると認められる場合を除き、被告の行為態様等が慰謝料の増額事由になることはなく、かつ、被告に故意又はこれと同視すべき重大な過失があるとはいえないと主張するものと解される。

(2) 事実経過

原判決説示(329頁1ないし22行目)のとおり、被告は、地震防災対策特別措置法に基づき政府に設置された機関である地震調査研究推進本部が平成14年7月に長期評価を公表した頃には、福島県沖を含む日本海溝沿いの領域においてM8クラスのプレート間の大地震が発生する可能性があることを認識することができ、平成18年5月の第3回内部溢水、外部溢水勉強会(国の機関である原子力安全・保安院と原子力安全基盤機構が運営していた勉強会であり、被告も参加していた。)の頃には、福島第一原発の敷地高を超える津波が到来した場合、タービン建屋(T/B)の浸水により電源設備が機能を喪失し、それに伴って原子炉の安全停止に係る機器が機能を喪失する可能性があることも認識していた。

更に、M8クラスのプレート間の大地震が発生した場合の津波の浸水高の予見可能性についても、被告・土木調査グループは、平成20年4月18日に東電設計株式会社から平成20年津波試算を受領し(原判決第3章第2節第1款18(1)の認定事実)、これには、津波評価技術で設定されている明治三陸沖地震の波源モデルを福島県沖日本海溝沿いに設定した場合、最大津波高さが、敷地南側(O.P.+10m)でO.P.+15.7m(浸水深5.7m)、敷地北側(O.P.+13m)でO.P.+13.7m(一部浸水)、1号機から4号機の取水ポンプ位置(O.P.+4m)でO.P.+8.3~9.2m(浸水深4.3~5.2m)、4号機の原子炉建屋(R/B)中央付近でO.P.+12.6m(浸水深2.6m)、4号機のタービン建屋(T/B)中央付近でO.P.+12.0m(浸水深2.0m)になると試算されていた。

したがって、被告は、この津波試算を受領した平成20年4月頃には、福島県沖日本海溝沿いでM8クラスのプレート間の大地震が発生した場合、平成20年津波試算における想定津波と同程度の津波が到来する可能性があることを認識していたと認められる。

一方、市民団体による津波対策の申入れについては、原告●●●(1-1)が代表を務める「df会」は、被告に対し、平成19年7月24日付け、同年12月20日付けで、それぞれ、福島第一・第二原発について、津波に対する抜本的対策を求める申入れをしている(原判決第3

章第2節第1款16の認定事実)。

他方で、本件事故以前の被告の対応については、原判決説示(330頁11ないし22行目)のとおり、被告は、遅くとも平成20年4月頃には、福島第一原発において、平成20年津波試算における想定津波と同程度の津波が到来し、浸水により電源設備が機能を喪失して原子炉の安全停止に係る機器が機能を喪失する可能性があることを認識しており、市民団体からも繰り返し津波に対する抜本的対策を求める申入れがされていたにも関わらず、平成20年津波試算が確立した知見に基づくものではないこと等を理由に、本件事故までの間、具体的な対策工事を計画又は実施するに至っていなかったといえることができる。

(3) 検討

一般の不法行為においては、故意又は過失という行為の主観的側面は、過失責任主義を前提として、行為者の損害賠償責任の発生要件となり、「過失」の内容は注意義務違反として捉えられ、その前提として予見可能性ないし結果回避可能性の有無やその程度が考慮されることとなる。しかし、本件のように原賠法3条1項が適用される場合においては、無過失責任が前提とされるから、原子力事業者である被告の故意又は過失の有無は、損害賠償責任の発生要件としての意味を有しない。そうすると、被告の行為態様が慰謝料の増額事由になるかどうかを判断するに際して、行為の主観的側面である「故意又は過失」を一般の不法行為の場合のそれと同一内容のものとして理解し、これに当てはめて故意又は過失の有無や過失の程度を考えることは、必ずしも必要かつ適切なこととはいえない。

むしろ、原判決第3章第4節第3款説示のとおり被告の行為態様等についての概括的評価を踏まえ、また、被告が原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い、その安全性についての地域住民の信頼の上に福島第一原発をこの地に立地してきたにもかかわらず、上記(2)のとおり、平成20年津波試算が確立した知見に基づくものではないこと等を理由に、被告が具体的な対策工事の計画又は実施を先送りしてきた中で、本件地震及び本件津波が発生し、本件事故の発生に至ったという経緯を被害者の立場から率直に見れば、このような被告の対応の不十分さは、誠に痛恨の極みと言わざるを得ず、その意味で慰謝料の算定に当たっての重要な考慮事情とされるべきものである。

3 避難を余儀なくされた慰謝料について

(1) 損害の内容ないし考慮事情

前記認定のとおり、原告らは、居住地の近くで設置運営されていた福島第一原発における全く予期しない突然の水素爆発により、大量の放射性物質が拡散する重大な事故に見舞われ、深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した。

その結果、原告らは、放射線による生命・身体への被害の危険から、事故直後から避難指示を受けて、とるものもとあえずあわただしく避難し、あるいは緊急時避難準備区域においても、屋内退避を指示され、I市では一時避難を要請されるなどして同様の避難を實際上余儀なくされた。

このような突然の避難により、原告らは、地域の間人間関係を断たれ、場合によっては、職業生活を失い、学業の継続性や家族の一体性すらも阻害された。このように避難を余儀なくされた原告らは、その置かれた状況は様々であるとしても、それぞれの境遇において極めて大きな精神的苦痛を被ったものと認められる。

このような事情や前記認定の原告らの避難の状況を踏まえ、原告らが慰謝料の原因として主張する包括的平穏生活権の侵害により「避難生活を余儀なくされたこと」から生じる精神的損害のうち、避難後の避難生活の継続による精神的苦痛とは区別し、居住地からの避難を余儀なくされたこと自体により原告らが被った損害ないし精神的苦痛を評価して慰謝料を算定するのが相当と認められる。

(2) 避難を余儀なくされた慰謝料の額について

前記（１）のとおり、原告らは、福島第一原発から拡散した大量の放射性物質による生命・身体に対する深刻な放射線被害の具体的な危険に直面した。そのために地域社会との結び付きを突然に奪われ、全く異なる環境での避難生活を一から始めざるを得ないなど、著しい精神的苦痛を被ったといえる。

この放射線被害の危険は、原子力発電所における水素爆発という未曾有の大事故によるもので、その危険性の程度が的確に評価できず、将来における原状回復の可能性も全く予測できない点で、避難する者に強い不安をもたらしたことも明らかであり、その意味での精神的苦痛も極めて大きいものであったと評価できる。

しかも、原告らの避難は、前記２（３）のとおり、原子力発電所の安全確保に重大な責任を負い、原告ら地域住民の信頼の上に福島第一原発を立地してきた被告が、事前に十分予測可能であった津波被害の対策を先送りした結果として起こした重大事故のために余儀なくされたものであり、その観点からも、原告らが避難を余儀なくされた精神的苦痛は、更に大きなものとなったと評価できる。

このような意味を有する避難を余儀なくされた慰謝料の算定をするには、上記のような原告らの損害ないし精神的苦痛の内容程度を的確に評価する観点から、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の具体的な危険性の程度、あるいはこれを前提とする避難指示の程度を勘案して典型的に行うことが相当である。

この観点から、当裁判所は、上記の損害ないし精神的苦痛を評価した避難を余儀なくされた慰謝料として、原告らについて、避難指示の区分に応じて次の金額を認めるのが相当であると判断する。

帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域であった地域から避難した原告らについては、これらのどの地域をとっても、放射線被害の危険や避難の切迫性が極めて大きく、将来の避難生活に対する不安も著しいものであったと考えられるから、いずれの地域も１人当たり１５０万円とするのが相当である。

他方で、緊急時避難準備区域であった地域から避難した原告らについては、上記地域と比べ、避難生活を始めるにあたっての精神的苦痛にはそれほどの差がないとしても、放射線被害の危険や避難の切迫性等の面では、精神的苦痛の程度がやや小さいものと評価できるから、１人あたり７０万円とするのが相当である。

（３） 個別事情による増額の要否について

被告は、別紙４原告基本情報等の第２表及び第３表の被告主張額の各備考のとおり、一部の原告らに対し、ペットとの離別慰謝料として１０万円を支払っている。これは、避難を余儀なくされた原告らの個別の事情を踏まえ、上記（２）の慰謝料額を増額すべき事情であると認められ、その評価として被告が支払った金額は相当であると考えられるから、この増額相当分は支払済みであり、個別の原告について増額をする必要はみない。

その他、本件において、避難を余儀なくされた慰謝料額の算定にあたり、個別の事情を考慮して上記と異なる金額を認定すべき事情は見当たらない。

４ 避難生活の継続による慰謝料について

（１） 損害の内容ないし考慮事情

前記３のとおり避難を余儀なくされた慰謝料を算定しても、避難後の避難先での日々の著しい生活障害による心身の苦痛、不便、不自由、不安等のストレスないし精神的苦痛が慰謝されるものとはいえない。したがって、これらの損害ないし精神的苦痛を考慮し、相当の避難期間に応じた慰謝料（避難生活の継続による慰謝料）を算定するのが相当である。

（２） 慰謝料の月額について

原告らは、避難慰謝料として、上記３の慰謝料と区別することなく、１人あたり月額５０万円（障害者について７０万円）を請求し、他方で、被告は、原賠審の定めた中間指針に従い、１人

あたり月額10万円の避難生活に伴う慰謝料を支払っている。当裁判所は、前記認定の原告らの避難生活による精神的苦痛を考慮し、前記3の避難を余儀なくされた慰謝料のほかに、原告らの相当の避難期間について、1人あたり月額10万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当であると判断する。この慰謝料の月額は、避難を余儀なくされたことは同じである以上、原告らが受けた避難指示の程度により差を設ける必要はない。

(3) 相当の避難期間について

上記のとおり1人あたり月額10万円の避難生活の継続による慰謝料を認めるべき相当の避難期間としては、本件事故時における生活の本拠における放射線被害の危険性や避難指示の程度に応じて、典型的に定めるのが相当である。

帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域については、平成29年3月31日及び4月1日にL町とN町の居住制限区域と避難指示解除準備区域が順次解除されたことを踏まえ、その結果として避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間(1年)を経た平成30年3月までの期間について、相当の避難期間として、本件事故から85か月の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である。他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは、避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、少なからぬ原告らが避難を継続せざるを得ない実情は、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。

帰還困難区域について、被告は、平成29年5月までの75か月分について月額10万円の避難生活による慰謝料を支払い、その他に700万円の避難長期化慰謝料を支払っている。しかし、本件事故は、前記のとおり未曾有の大事故であって、特に大量の放射性物質が飛散した帰還困難区域においては、除染を含む地域の復旧復興が全く見通せないまま長期間経過したことも考慮すると(前記第5の認定事実参照)、避難生活の継続による慰謝料を認めるべき期間について、L町やN町の居住制限区域等と区別をすべき合理的な理由はないと考えられる。

Q町やI市K区については、L町やN町より早く、平成27年9月5日又は平成28年7月12日に、居住制限区域又は避難指示解除準備区域が解除されており、Q町の原告らのうち11名は町内に帰還している。しかし、前記認定の原告らの避難生活の実情や避難後の地域の復旧復興の状況に照らせば、これらの地域についても、L町やN町と同じく85か月の期間を相当の避難期間と認めるのが相当である。

上記の相当の避難期間より前に帰還したか否かにより、避難生活の継続による慰謝料を認める期間に差を設けることも相当でない。これより早く帰還した原告らも、帰還したからといって通常の生活が直ちに戻るものではなく、避難生活を続ける原告らと比べ、勝るとも劣らない精神的苦痛が続いたと認められるからである。

原告として訴えを提起しながら、上記の相当の避難期間が過ぎる前に死亡した者についても、避難生活を続けながら死亡した無念さを考えれば、その点を考慮することにより、上記と同じ避難期間を基礎として、避難生活の継続による慰謝料を算定するのが相当である。

緊急時避難準備区域については、平成23年9月30日に解除されてから避難の継続か帰還かの判断をするについて相当な期間(1年)を経た平成24年8月までの期間について、相当の避難期間として、本件事故から18か月の避難生活の継続による慰謝料を認めるのが相当である。他方で、この期間を超えて避難生活を続けても、本件事故による避難生活の継続と評価し続けるのは困難であり、それは、避難生活の継続による慰謝料として評価すべきではなく、故郷の喪失又は変容による慰謝料の算定において考慮するのが相当である。

(4) 個別事情による増額の要否について

被告は、別紙4原告基本情報等の第2表及び第3表の被告主張額の各備考のとおり、一部の原告らに対し、避難所等における避難生活による増額(月額2万円)、要介護者等への増額を認めて慰謝料を支払っている。これらは、原告らの避難生活の個別の事情を踏まえ、上記(2)の慰

謝料額を増額すべき事情であると認められ、その評価として被告が支払った金額は相当であると考えられるから、この増額相当分は支払済みであり、個別の原告について増額をする必要はみない。なお、原告らは、障害者についての増額を主張するが、前記のとおり、要介護者等への増額のほかに、更に障害者についての増額を考慮する必要までは認めない。

また、被告は、別紙4原告基本情報等の第2表及び第3表の被告主張額の各備考のとおり、一部の原告らに対し、緊急時避難準備区域であった地域における避難生活等に関連した学校生活等における精神的損害35万円（平成24年9月から平成25年3月までの7か月×月額5万円）の増額を認めて慰謝料を支払っている。これは、原告らの避難生活の個別の事情を踏まえ、慰謝料額を増額すべき事情であると認められ、その評価として被告が支払った金額は相当であると考えられるから、この増額相当分は支払済みであり、個別の原告について増額をする必要はみない。

5 故郷の喪失又は変容による慰謝料について

(1) 損害の内容ないし考慮事情

原告らは、故郷喪失・変容慰謝料について、前記1(1)のとおり包括的平穩生活権の中の「地域生活利益」というべき法益が侵害されたことによる慰謝料であると主張し、その諸要素として、当該地域の住民が、山林で自生するきのこ、たけのこ、山菜などを採取し、川や海で魚を獲り、田畑や家庭菜園で米や野菜などを収穫して消費していたことや、住民相互間でこれらの収穫物を「お裾分け」し合ったり、農作業、冠婚葬祭、子育て、介護などについて自発的に協力し合ったりするという協働又は共助の関係が根付いていたなどの事情を主張する。

これらの自然環境的条件と社会環境的条件は、住民が、そのような諸条件下になれば通常は無償で取得することができない財物や役務を、無償で取得することを可能にしていた（経済的側面）ということができる。また、同時に、自然環境との関わりや住民相互の緊密な人間関係を通じ、住民は、地域に対する強い帰属意識を有し、当該地域に居住することによる安心感を得ていた（精神的側面）ということもできる。

原告らが主張する「故郷」とは、上記のような、地域における住民の生活を支える基盤のひとつとしての自然環境的条件と社会環境的条件の総体を指しており、このうち自然環境的条件は、本件事故による放射性物質の飛散により汚染されたことで侵害され、社会環境的条件は、地域の住民が放射性物質の飛散により汚染され又は汚染されるおそれのある地域から唐突に避難することを余儀なくされたことで地域社会における住民相互の緊密な結び付きの全部又は一部が解体し、侵害されたということができる。

そうすると、このような地域における住民の生活基盤としての自然環境的条件と社会環境的条件の総体について、これを一応「故郷」と呼ぶこととし、法的保護に値する利益と評価した上で、それが本件事故により侵害されたことによる損害について賠償を命ずることは、前記のとおり避難を余儀なくされた慰謝料や避難生活の継続による慰謝料を算定しただけでは評価し尽くされない損害について、むしろ地域社会全体が突然避難を余儀なくされて容易に帰還できず、仮に帰還できたとしても、地域社会が大きく変容してしまったという本件の被害の実態に即した損害の評価の在り方として適切である。

この観点から、当裁判所は、避難前の故郷における生活の破壊・喪失による精神的損害の慰謝料として、避難を余儀なくされた慰謝料とは別に、故郷の喪失又は変容による有形、無形の損害ないし精神的苦痛を評価し、故郷の喪失又は変容による慰謝料を算定することとする。

(2) 故郷の喪失又は変容による慰謝料の額について

当裁判所は、故郷の喪失又は変容の実情について、前記第2の3の前提事実及び認定事実並びに第5の認定事実に基づき、本件事故による被害の大きさやこれによる故郷の喪失又は変容の実情に即し、本件事故時の生活の本拠における避難指示の区分に応じて次のとおり金額を算定するのが相当であると判断する。

帰還困難区域については、事故後8年以上経っても帰還の目途が立たないことから、地域共同生活の利益を将来にわたって全く失い、故郷が喪失したと評価しても差し支えない。すなわち、帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らについては、現時点でも帰還可能時期の目途が立たず、実際上は、将来にわたって帰還の希望が実現しないことが見込まれる。この点を考慮すれば、故郷の喪失による慰謝料として、600万円を認めるのが相当である。

居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、事故から約6年までに解除されて帰還が可能になったとしても、社会生活上、このような長期間を経て地域共同生活を取り戻すことは著しく困難であり、故郷が変容してしまったことにより、地域共同生活の利益を損なわれ、有形、無形の損害及び精神的苦痛が生じたと認められる。慰謝料額の算定にあたっては、客観的には帰還することが可能な状況にあり、復興事業により当該地域の生活のインフラも物理的にはある程度回復していることを考慮する必要があるが、同時に、仮に帰還したとしても従前の生活に戻れるというものではなく、生活上の多大な不自由が続くことも、当然に考慮する必要がある。そこで、本件事故による地域共同生活の利益の侵害の程度や、地域社会が今後の復旧復興により徐々に回復される可能性も考慮し、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、100万円を認めるのが相当である。

緊急時避難準備区域については、事故から半年で解除され、避難の制度上は、通常の生活が可能になったとしても、実際上は、多くの地域住民が避難したことにより、地域共同生活が相当に損なわれたことは否定できない。この点を考慮し、他方で、比較的早期に復旧復興が進められている実情を考慮すれば、この地域においては、故郷の変容による慰謝料として、50万円を認めるのが相当である。

6 個別原告についての判断の例外

(1) 原告●●●(20-3)

原判決別紙8の2(1)の説示のとおり、同原告は、a b市の入院先を生活の本拠としていたと認められることから、本件事故により転院を余儀なくされた事情を考慮し、原審同様、8万円の限度で慰謝料を認めるのが相当である。

(2) 原告●●●(37)

原判決別紙8の2(2)の説示のとおり、同原告は、a b市内の自宅に家族が居住し、N町で単身赴任中であり、しかも本件事故発生当時は、茨城県a c村において出張勤務し、その後も同村の会社の寮に居住し続けたことからすれば、単身赴任していたN町での生活利益が侵害された点を考慮し、原審同様、150万円の限度で慰謝料を認めるのが相当である。

(3) 原告●●●(47-1)

別紙4原告基本情報等の第2表及び第3表の被告主張額の備考のとおり、同原告は、ADR和解成立により、平成23年3月から平成29年5月までを対象期間として、676万円の避難生活に伴う慰謝料の支払について被告と合意している。

したがって、同原告については、上記ADR和解の内容及び原判決別紙7のとおり、避難の実情を考慮し、〈1〉避難を余儀なくされた慰謝料150万円、〈2〉避難生活の継続による慰謝料776万円(A DR和解による676万円に、その対象期間後である平成29年6月から平成30年5月までの10か月について月額10万円を加えた額)、〈3〉故郷の喪失による慰謝料600万円、以上合計1526万円(原審と同額)の慰謝料を認めるのが相当である。

(4) 原告●●●(60-3)

原判決別紙8の2(3)の説示のとおり、同原告は、神奈川県a d市に生活の本拠を有し、避難を余儀なくされたとは認められず、その余の主張を考慮しても法律上保護される利益の侵害とは評価できず、慰謝料は認められない。

(5) 原告●●●(82-7)

原判決別紙8の2(5)の説示のとおり、同原告は、富山県a e市に生活の本拠を有し、避難

を余儀なくされたとは認められず、その余の主張を考慮しても法律上保護される利益の侵害とは評価できず、慰謝料は認められない。

第7 財物損害について

財物損害の請求を棄却した原審の判断を不服とする原告ら、●●●(2)、●●●(37)、●●●(38-1)、●●●(51-1)の財物損害については、当裁判所も、原審同様、別紙4原告基本情報等の第3表の被告主張額の限度で認められ、同第2表のとおり被告が支払った賠償金の限度で弁済されていると判断する。その理由は、次のとおり補足するほかは、原判決第3章第3節の説示のとおりである。なお、被告は、原判決が財物損害の請求をした原告らの請求を一部認容した部分も不服として控訴しているが、その支払義務は認めている。

原告●●●(51-1)は、土地について平成13年11月20日付でd aと締結した代物弁済契約を平成14年には解除していたと主張し、これと同旨の供述をする(同原告本人尋問29頁)ほか、d a作成の確認書(甲C51-22)を提出するが、これと異なる登記(甲C51-3)の経過に照らし、信用できない。また、同原告は、土地建物に使用借権を有することを前提に、その再取得価額の賠償がされるべきであるとも主張するが、原判決説示(295頁5ないし16行目)のとおり、住居確保損害の賠償により土地も含めた居住用不動産の使用に係る経済的利益の喪失は填補されるから、これとは別に使用借権についての財物損害は認められない。

第8 結論

1 慰謝料について

前記第6の6の原告らを除く原告らの慰謝料については、個別事情による増額を認めて被告が支払済みの部分を除けば、本件事故時の生活の本拠により、次の金額となり、この金額から、別紙4原告基本情報等の第2表の既払金(下記括弧内は被告が支払義務を認める賠償額)を控除した残額の支払義務が認められる。

- (1) 帰還困難区域 1600万円(賠償額1450万円)
 - 〈1〉 避難を余儀なくされた慰謝料 150万円
 - 〈2〉 避難生活の継続による慰謝料 850万円
 - 〈3〉 故郷の喪失による慰謝料 600万円
- (2) 居住制限区域又は避難指示解除準備区域 1100万円(賠償額850万円)
 - 〈1〉 避難を余儀なくされた慰謝料 150万円
 - 〈2〉 避難生活の継続による慰謝料 850万円
 - 〈3〉 故郷の変容による慰謝料 100万円
- (3) 緊急時避難準備区域 300万円(賠償額180万円)
 - 〈1〉 避難を余儀なくされた慰謝料 70万円
 - 〈2〉 避難生活の継続による慰謝料 180万円
 - 〈3〉 故郷の変容による慰謝料 50万円

2 財物損害について

財物損害については、被告が支払義務を認める限度で認められ、それ以上の財物損害は認められない。

3 弁護士費用について

弁護士費用は、被告が支払義務を認める賠償額を超える部分の損害額の1割とするのが相当である。

4 控訴に対する判断

(1) 帰還困難区域の原告らについて

帰還困難区域に生活の本拠を有していた原告らについては、上記慰謝料1600万円から被告が支払義務を認める賠償金1450万円を控除した残額150万円(既払金がこれより少ない場合は、その分を加えた額)と弁護士費用15万円の合計165万円(財物損害の請求をする原告